

## VI. 資料

### 1 区役所・区社協が取り組む事業（平成21年度）

#### (1) 区役所が取り組む事業

基本目標	21年度の取り組み（★印は新規事業）	
基本目標1 地域での「つながり」を大切にするまちづくり（つながり）	基本目標2 人材・担い手	・ ハートバリアフリー事業 (福祉保健課)
		・ 地域ボランティア相談室設置の支援 (福祉保健課)
		・ 子育て活動グループへの支援 (こども家庭支援課)
		・ 中学生と赤ちゃんの心れあい体験 (こども家庭支援課)
		・ ほっとホームステイ・サポート事業 (こども家庭支援課)
		・ 障害者音楽交流会「フェスタみどりのわ」事業 (高齢・障害支援課)
		・ 地域課題チャレンジ提案事業 (地域振興課)
		・ 市民活動パワーアップ支援事業 (地域振興課)
		・ 学校・地域連携支援事業 (地域振興課)
	基本目標3 機会・場	・ 地域活動団体交流会「オトナの一期一会」の開催 (福祉保健課)
		・ シルバーフェスティバル、高齢者囲碁・将棋大会 (福祉保健課)
		・ 不登校児支援対策勉強会「あすなろ檜」 (こども家庭支援課)
		・ あつまれ！みどりっこまつり (こども家庭支援課)
		・ プレパパ・プレママ講座（地域ケアプラザとの共催） (こども家庭支援課)
		・ 保育園エコキッズ事業★ (こども家庭支援課)
		・ 認知症予防・脳若返り事業（拡充） (高齢・障害支援課) （「みんなの交流会」の開催）
		・ 青少年地域サポート事業 (地域振興課)
		・ 子ども達の夢の緑区推進事業（拡充） (地域振興課)
	基本目標4 情 報	・ 地域福祉保健情報発信事業 みどりひと・まちナビ (福祉保健課)
		・ 心れあい・あんしん推進事業 (福祉保健課)
		・ DV対策事業 (こども家庭支援課)
		・ 子育て情報誌の発行 (こども家庭支援課)
		・ 保育園地域応援事業（拡充） (こども家庭支援課)
		・ 「高齢者とその家族を応援するガイド」の発行 (高齢・障害支援課)
		・ 暮らしの衛生推進事業 (生活衛生課)
	基本目標5 安心・安全・健康	・ 健康づくり月間、健康たうん・みどり (福祉保健課)
		・ 健康づくり講演会の開催、みどり健康アップ事業 (福祉保健課)
		・ 生活習慣改善小中学校連携事業 (福祉保健課)
		・ 思いやり健康づくりの日&健診から始まる健康づくりやけー、健康づくり講演会、緑をたっぷり召し上がり事業（拡充） (福祉保健課)
		・ ママのハートバランス事業★ (こども家庭支援課)
		・ はつらつ1歳児歯みがき指導 (こども家庭支援課)
		・ 精神障がい者家族安心入院支援事業 (高齢・障害支援課)
		・ 要援護者（高齢者・知的障がい児等）の移送活動の助成 (高齢・障害支援課)
		・ 地域デイサービス事業を行う団体に対する助成 (高齢・障害支援課)
		・ 認知症予防・脳若返り事業（拡充） (高齢・障害支援課) （「脳いきいき・ウォーキング講座」の開催）
		・ 地域防災関係団体・ボランティアによる防災ネットワーク事業（総務課）
		・ 災害時要援護者把握支援事業（拡充） (総務課・福祉保健課)
		・ 地域防犯活動の支援、防犯リーダー養成講座 (地域振興課)
		・ 子どもの安全支援事業 (地域振興課)

(2) 区社協が取り組む事業

基本目標		21年度の取り組み（★印は新規事業）
基本目標 1  地域での「つながり」を大切にするまちづくり（つながり）	<b>基本目標 2</b> 人材・担い手	<ボランティアセンター事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアセンター相談コーナー、ボランティア育成講座</li> <li>・ 地区社協単位でのボランティア相談窓口の開設（拡充）</li> <li>・ ボランティアコーディネーター養成講座（拡充）</li> </ul> <障がい児余暇支援事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余暇支援、ボランティア講座</li> <li>・ 地域活動ホーム、地域ケアプラザとの障がい児者余暇支援事業の連携（拡充）</li> <li>・ 若年層ボランティア講座（拡充）</li> </ul> <福祉教育事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏休み体験学習、学校からの相談対応講師派遣</li> <li>・ 夏休み体験学習の施設体験、地域活動体験の受け入れ</li> <li>・ ハートバリアフリー福祉教育のメニュー、人材確保（拡充）</li> <li>・ ハートバリアフリー福祉教育の地域出張研修（拡充）</li> </ul> <支援者育成> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域を支援するコミュニティワーカー育成研修（拡充）</li> <li>・ コミュニティワーカー連携促進事業（新規）★</li> </ul>
		<地域福祉保健活動計画推進事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉保健計画推進：地区計画ステップ事業の実施（拡充）</li> <li>・ 団体交流会（大人の一期一会）フォーラムの開催</li> </ul> <緑区福祉活動拠点事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修室等貸出、管理</li> <li>・ 利用者アンケートを生かした使いやすい活動拠点の運営</li> <li>・ ご意見箱を生かした使いやすい活動拠点の運営</li> </ul> <子育てネットワーク事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て新聞発行、子育てフェスティバル</li> </ul> <ハーモニーまつり> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉保健に興味をもった様々な世代の交流</li> </ul>
		<b>基本目標 4</b> 機会・場
		<コミュニケーションボード大作戦事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者用コミュニケーションボードの対象者、市場の拡大、担い手の地域展開</li> </ul> <広報啓発事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ、タウンニュース、区社会福祉大会</li> <li>・ 社協だよりの発行</li> <li>・ 地域サポートガイドマップの作成支援</li> <li>・ 区社協と地域ケアプラザとの連携強化・情報共有（拡充）</li> </ul>
		<b>基本目標 5</b> 安心・安全・健康
		<災害弱者支援事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑区災害ネットワーク参画</li> <li>・ 災害ボランティア育成</li> <li>・ 障がい者防災マニュアル・防災用バンダナの普及（新規）★</li> </ul> <送迎サービス事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎ニーズへ送迎車両3台で対応、運転ボランティア講習会</li> <li>・ 知的障がい児送迎の送迎支援体制の充実</li> <li>・ 肢体障がい児送迎の利用者拡大</li> </ul> <あんしんセンター事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護相談業務、財産保全、金銭預かりサービス</li> <li>・ 地域ケアプラザ、福祉機関との事例検討、ケースカンファレンス事業（拡充）</li> </ul> <生活福祉資金事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活福祉資金の長期滞納者を減らすための指導強化</li> </ul>

## 2 緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会規約

### (目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会」と呼称し、以下「推進委員会」という。)に必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の進行管理と評価に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

### (組織)

第3条 推進委員会は25人以内をもって組織する

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

### (分科会)

第7条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

### (守秘義務)

第8条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 推進委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。